

高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十九号

高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則

高圧ガス保安法施行細則（平成十三年三月奈良県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

4 法第二十九条の二第一項の規定により知事が同項の免状交付事務を委託したときは、前三項の規定は、適用しない。

第一号様式及び第二号様式中「㉔」を「㉕」を「
」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

第五号様式中「㉔」を「㉕」を「
」に改め、備考3を削る。

第六号様式中「㉔」を「㉕」を「
」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。